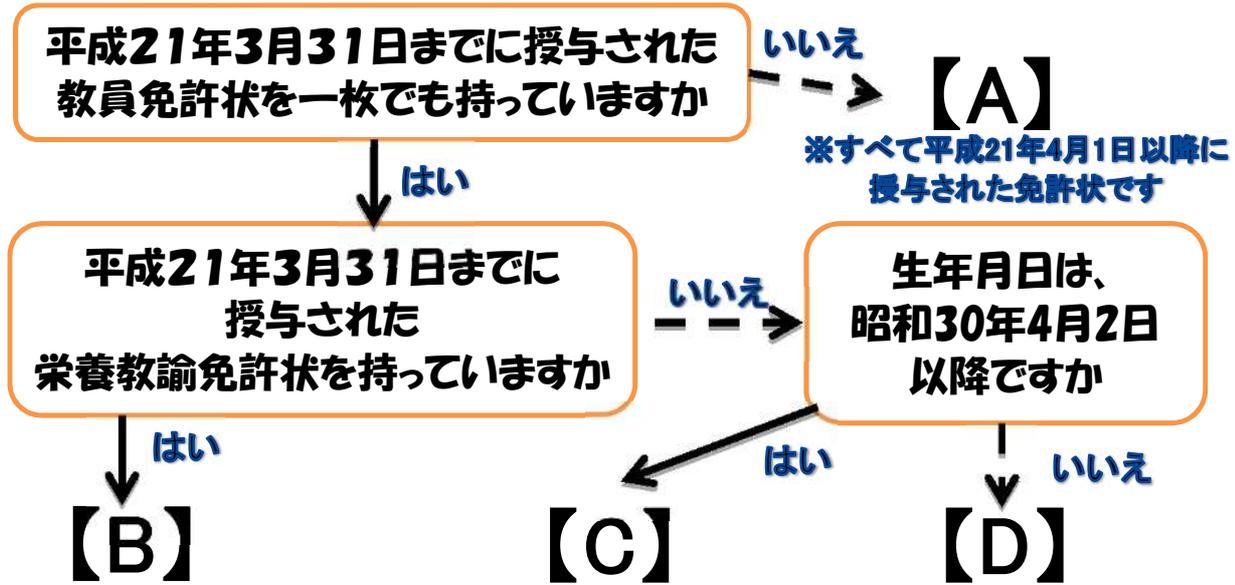


<教員免許状の有効性について>



【A】 あなたは『新免許状』所持者です。
免許状に記載された『有効期間の満了の日』まで教員として働くことができます。

確認のポイント 新免許状の有効期間が継続している場合、『すべての免許の中で最も遅い有効期間の満了の日』または『更新等の証明書に記載された有効期間とすべての免許の有効期間満了の日の中で最も遅い日』となります(注)。

(例) 免許状A(授与年月日:平成22年3月31日、有効期間満了日:平成32年3月31日)の取得後に、
免許状B(授与年月日:平成30年3月31日、有効期間満了日:平成40年3月31日)を取得
⇒ 免許状Aの有効期間満了日も平成40年3月31日となります。



(注)更新手続期間(2年間)中に更新・免除の手続を終了し、かつ、この期間中に新しい免許状の授与を受けることは、できるだけ避けてください(更新・免除の証明書が無効となり、有効期間満了の日が上記の「最も遅い日」にならない場合があるため)。

【A】 有効期間の満了の日が経過した場合、免許は失効します。

【B】 あなたは『旧免許状』所持者です。栄養教諭免許状の特例に該当しますので、最初の修了確認期限は栄養教諭免許状の授与年月日をもとに<表2>で確認します。
更新等の手続をしている場合は更新等の証明書に記載された修了確認期限となります。

【C】 あなたは『旧免許状』所持者です。
最初の修了確認期限は生年月日をもとに<表1>で確認します。
更新等の手続をしている場合は更新等の証明書に記載された修了確認期限となります。

【B】【C】 <修了確認期限の日が経過した場合> 修了確認期限の日の24時に、
○更新講習の受講義務がある者(現職教員等)…免許は失効(免許返納)
●上記以外の者……………有効性のみ失う(回復可能)

【D】 あなたは『旧免許状』所持者です。
更新等の手続を行う必要はありません。生涯有効な免許状です。

